4　協会員は、会社更生手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受け、若しくはその他いずれの法域の手続によるかを問わずこれらの類する再建型倒産手続を開始することになった場合（以下「事業再生等手続」という。）、協会に対して、手続開始時の資本金額、貸付残高及び店舗数に基づいて会費の計算を求めることができ、協会は、協会員から当該申し出があった場合、次に掲げる要件に基づいて会費を算定し直すこと（以下「事業再生等における会費特例」という。）ができる。

①　事業再生等手続の開始により、事業年度が終了するか又は財産評定を行い、それに基づく決算書（公認会計士又は監査法人が作成し、内容が適正である旨の意見が付されている書類で決算書に準じた内容が記載された試算表等を含む。）又は事業報告書（貸金業法第24条の６の９）が提出されること。

②　前号記載の決算書又は事業報告書に記載された資本金については、純資産額が資本金額を下回る場合は資本金額に代えて純資産額を資本金割の基準とし、また債務超過の場合は資本金なしとして扱う。

③　協会は、第１号の書類のほか必要と認めるときは、協会員からその内容が真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類の提出を求めることができる。

5　前項に基づき事業再生等における会費特例の審査を行ったとき、協会は申し出を行った協会員に対して、その適用の可否について結果を通知する。

6　事業再生等における会費特例が適用される場合、当該特例会費は、事業再生等手続が開始された月より適用し、更生計画認可その他の事由により手続が終了した期（会費規則第５条に規定する上期又は下期を指す。以下同じ。）までとする。但し、事業再生等手続の開始された月が属する期について会費が納入済みの場合、当該特例会費は次の期から適用する。

（補則）

第８条　その他この細則で定めのない事由が生じた協会員の会費は理事会の議決により定めることができるものとする。

（細則の改廃）

第９条　この細則の改廃は総務委員会の議決を経て理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この細則は平成19年12月19日から施行する。

2　平成19年12月から平成20年３月までは経過措置期間とし、この細則で定める方法で算出した会費月額に平成20年３月までの残月分を乗じた金額を会費金額とする。

附　則

この細則は、平成21年３月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成23年４月１日から施行する。

貸金業法第十一条第一項第二号に掲げる事項の変更

次の常任理事が平成23年３月31日付で退任した。

役　　職	氏　　名
常　任　理　事	松浦　一義

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４７８９号
埼玉県狭山市入間川２丁目15―18
債務者　小田　雅彦
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　　修
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７９０号
神奈川県相模原市中央区東淵野辺５丁目13―23
債務者　小野　　翼
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内英二
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７９５号
東京都渋谷区桜丘町11―６―301
債務者　柳橋　玉恵
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　一東
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８１６号
東京都墨田区向島５丁目23―６―703
債務者　重田　里志
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　悦朗
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８１８号
東京都足立区千住５丁目15―22
債務者　伊藤　行二
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　一東
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８１９号
東京都足立区千住５丁目15―22
債務者　伊藤壽美惠
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　一東
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８２７号
東京都品川区西五反田５―21―４―502、住民票上の住所千葉県市川市市川３丁目20―16
債務者　三宅　　明
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　道雄
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部